

第1回県政インターネットモニターアンケート集計結果
第31回静岡県議会議員選挙に関するアンケート
「県産品の販路拡大等」に関する調査
森の力再生事業と森林(もり)づくり県民税に関するアンケート
流域治水に関する意識調査

※グラフの中の「n」は、各設問の回答者総数を示す。

※各回答項目の割合(%)は、端数処理の関係上(小数第二位を四捨五入)、合計が100%にならない場合がある。

○第31回静岡県議会議員選挙に関するアンケート

静岡県選挙管理委員会では、選挙の実施に際して、県民の皆さまに選挙期日等をお知らせするため、新聞やテレビ、ラジオのほか、インターネット上で広告を出したり、街頭でイベントを行う等の啓発を行っています。

このアンケートは、令和5年4月9日に実施した第31回静岡県議会議員選挙(以下、「県議選」という。)における啓発活動の効果を分析し、次回以降の選挙に活かすことを目的として実施するものです。

○「県産品の販路拡大等」に関する調査

静岡県では、県民の皆様が積極的に県産品の購入や県内施設を利用する県民運動「バイ・シズオカ」などを展開するとともに、全国や海外に誇りうる価値や特長を備えた、本県産の農林水産物を「しずおか食セレクション」、新しい加工品を「ふじのくに新商品セレクション」としてブランド化を図っています。また、それら県産品の生産や飲食店でSDGsに貢献する取組を推進しています。

今後の取組の参考にするため、皆様の率直なご意見をお聞かせください。

○森の力再生事業と森林(もり)づくり県民税に関するアンケート

・森の力とは

森林には「山崩れの防止」や「水を蓄える」などの様々な公益的機能(「森の力」と呼んでいます。)があり、その恩恵は県民に広く及ぶ共有財産です。

・森の力再生事業とは

現在、地形が急峻等の理由により、森林所有者による整備が困難なために荒廃した森林が見られ、こうした森林では、大切な「森の力」が発揮されません。そこで、県では、「森の力」の回復を図るため、平成 18 年度から「森林(もり)づくり県民税」を県民の皆様にご負担いただき、「森の力再生事業」による荒廃森林の再生を進めています。詳しくはリンク先を御覧ください。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/ringyo/morinochikara/index.html>)

・アンケートの趣旨

「森の力再生事業」と「森林(もり)づくり県民税」に対する県民の皆様の意識を把握し、今後の事業の広報計画等を検討する上での参考にさせていただくため、アンケートにご協力ください。

○流域治水に関する意識調査

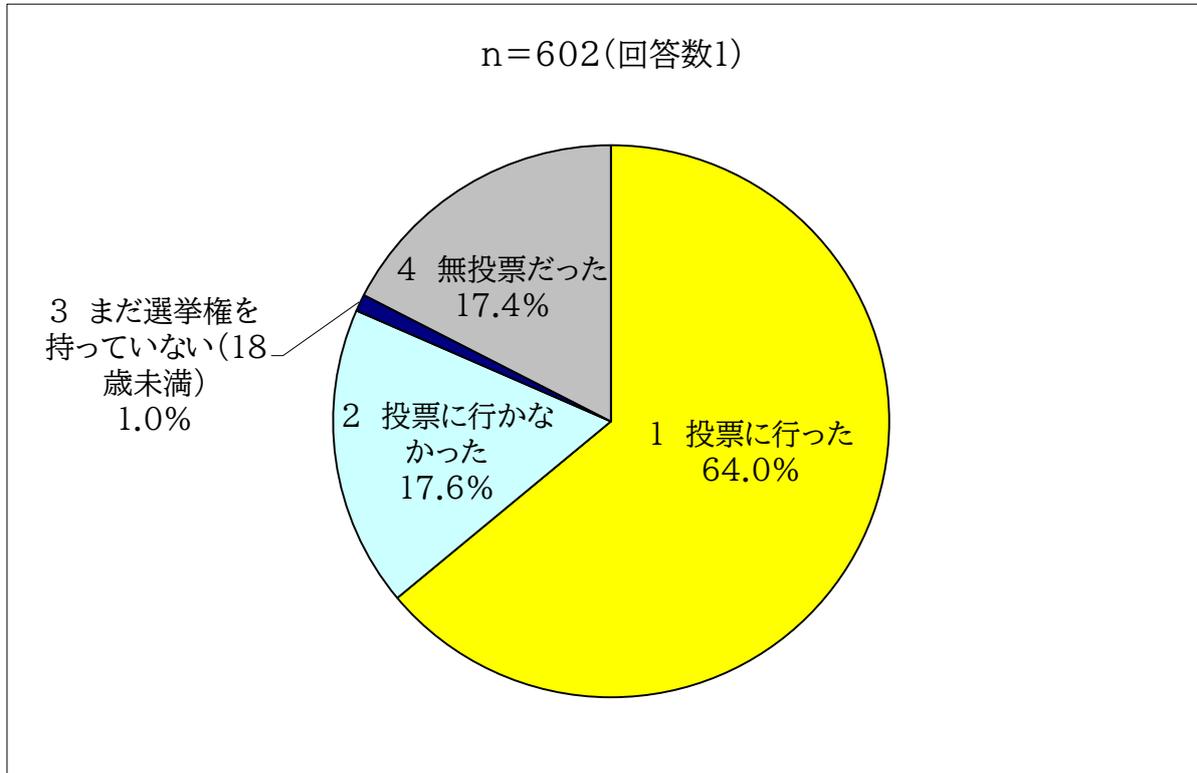
激甚化・頻発化する水害に対し、これまでの河川管理者などの取組に加えて、国・県・市町・企業・住民等のあらゆる関係者が主体的に水害対策に取り組む「流域治水」を推進しています。

令和4年9月の台風第 15 号により、甚大な浸水被害が発生したことを受け、流域治水の取組をこれまで以上に推進する必要がある状況ですが、それには企業や住民等の理解と協力が不可欠です。官民一体となった流域治水を推進するため、流域治水の認知度や各施策に対する認識などを把握することを目的として実施するものです。

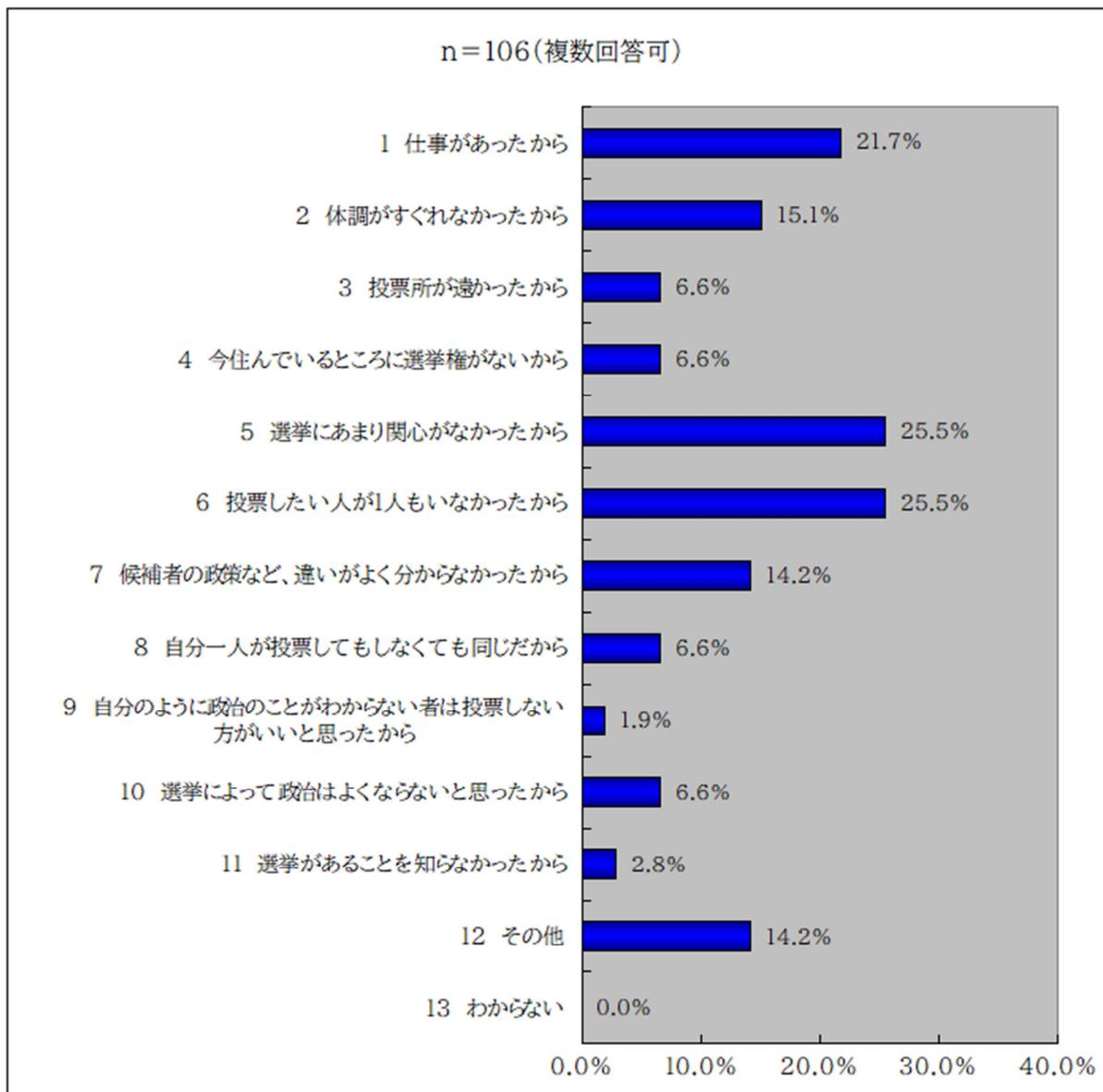
回答者数:602人(回答率:89.6%)			
	カテゴリー名	回答者数	%
性別	男性	236	39.2%
	女性	365	60.6%
	その他	1	0.2%
年代	10代	17	2.8%
	20代	47	7.8%
	30代	71	11.8%
	40代	109	18.1%
	50代	160	26.6%
	60代	117	19.4%
	70代	63	10.5%
	80代	18	3.0%
	90代	0	0.0%
住所	賀茂	3	0.5%
	東部	179	29.7%
	中部	247	41.0%
	西部	172	28.6%
	県外	1	0.2%
職業	自営業	39	6.5%
	会社員	195	32.4%
	公務員	18	3.0%
	パート・内職従事者	118	19.6%
	学生	49	8.1%
	無職	158	26.2%
	その他	25	4.2%

○ 第31回静岡県議会議員選挙に関するアンケート

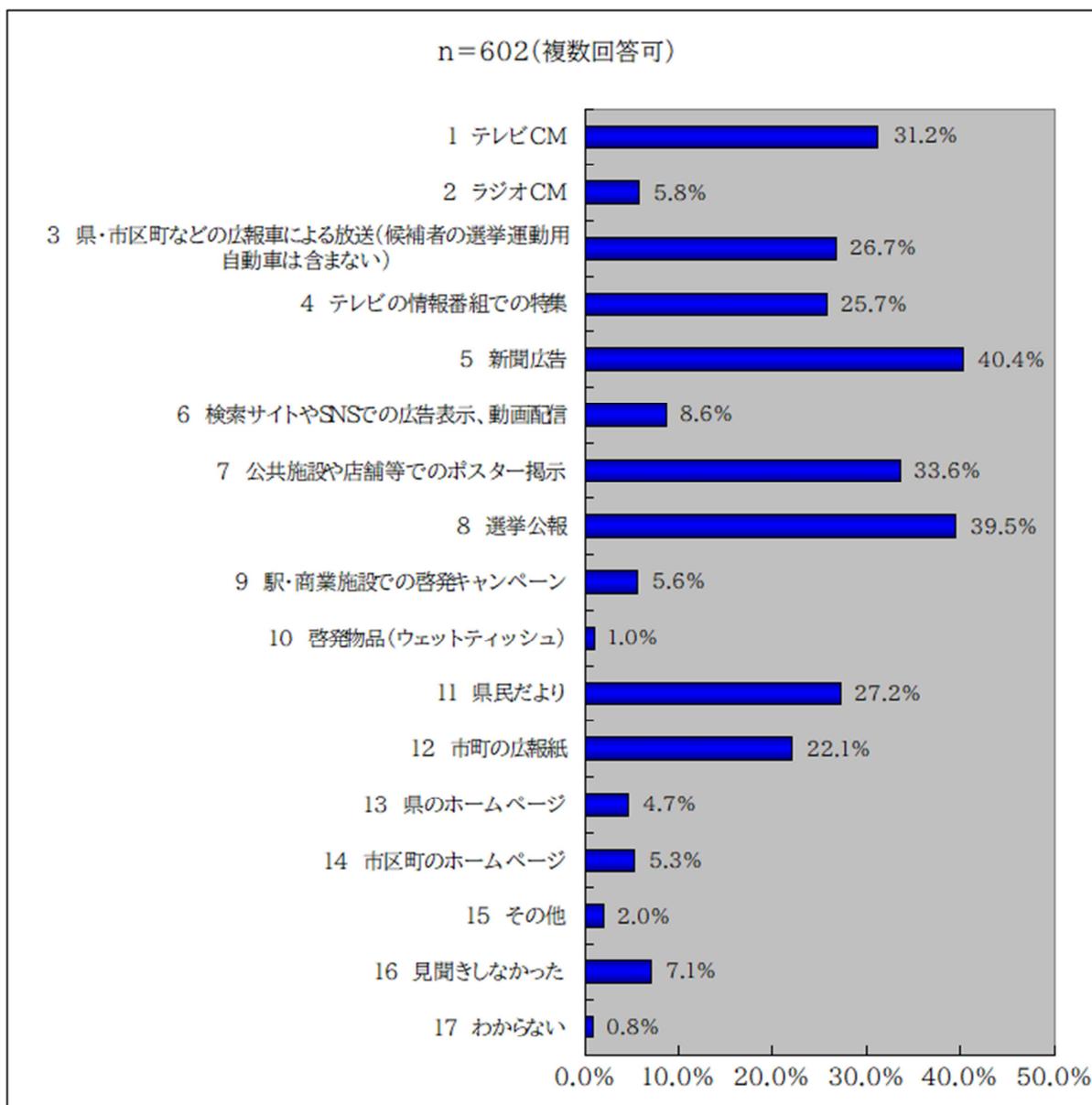
問1 あなたは、4月に行われた県議選で、投票に行きましたか。(回答数は1つ)



問1-2 問1で選択肢2を選択された方に伺います。投票に行かなかったのは、なぜですか。
(複数回答可)

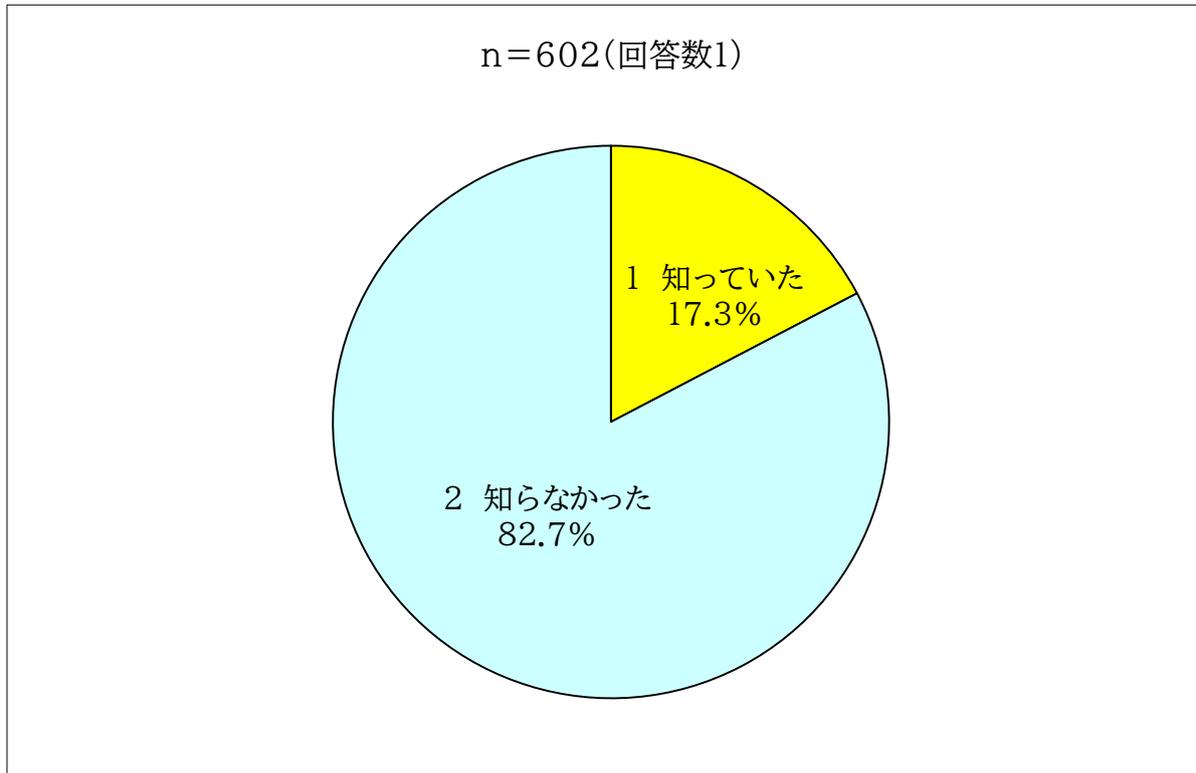


問2 今回の県議選の啓発で、あなたが見たり聞いたりしたものが次の中にありますか。
(複数回答可)

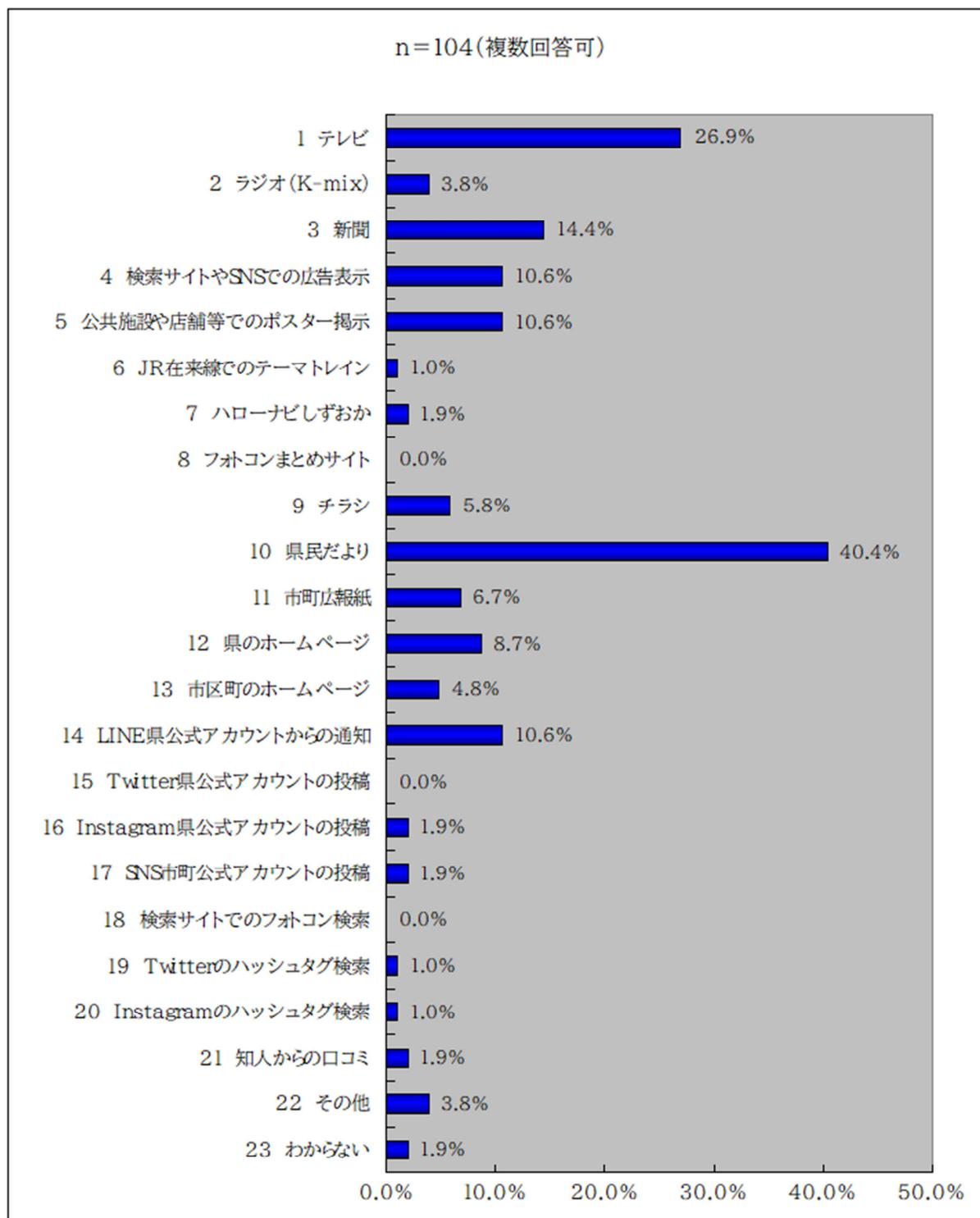


問3 今回の県議選では、県議選連動企画として「新絶景！静岡県民フォトコンテスト」(以下、「新絶景フォトコン」という。)が実施されました。あなたは、新絶景フォトコンが実施されていることを知っていましたか。(回答数は1つ)

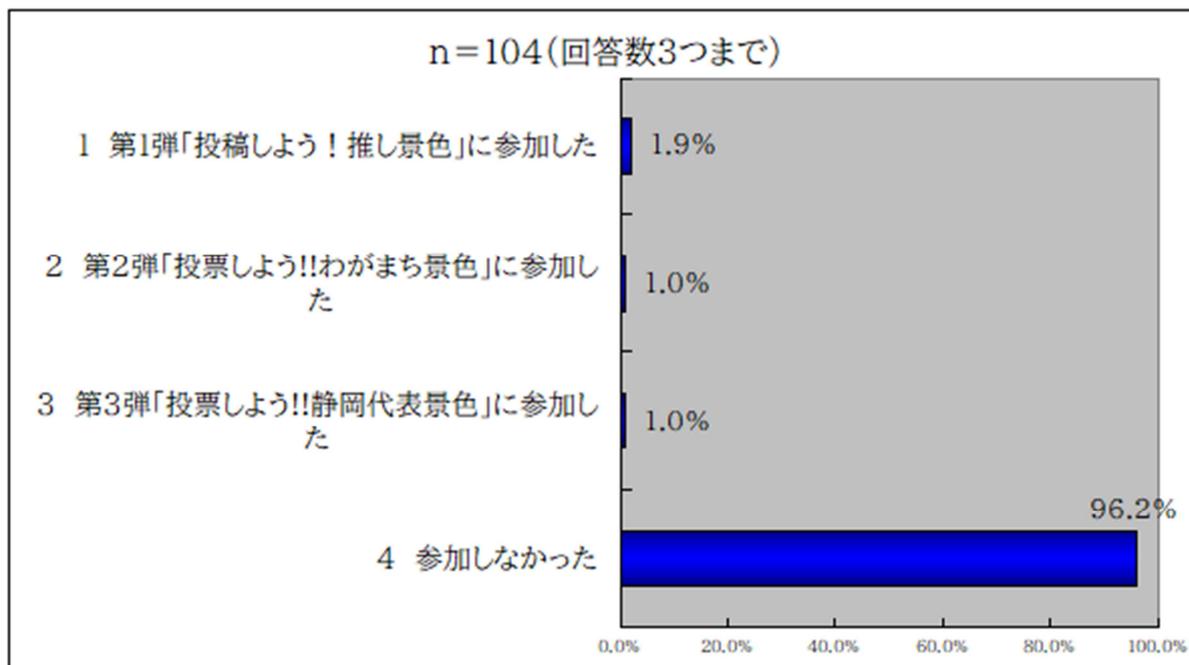
※新絶景フォトコンは、告示日前から県議選の選挙区ごとに隠れた絶景を探し、地域を見つめ直すことで、選挙区に親しみを持っていただくものです。



問3-2 問3で選択肢1を選択された方に伺います。あなたは、新絶景フォトコンを何で知りましたか。(複数回答可)

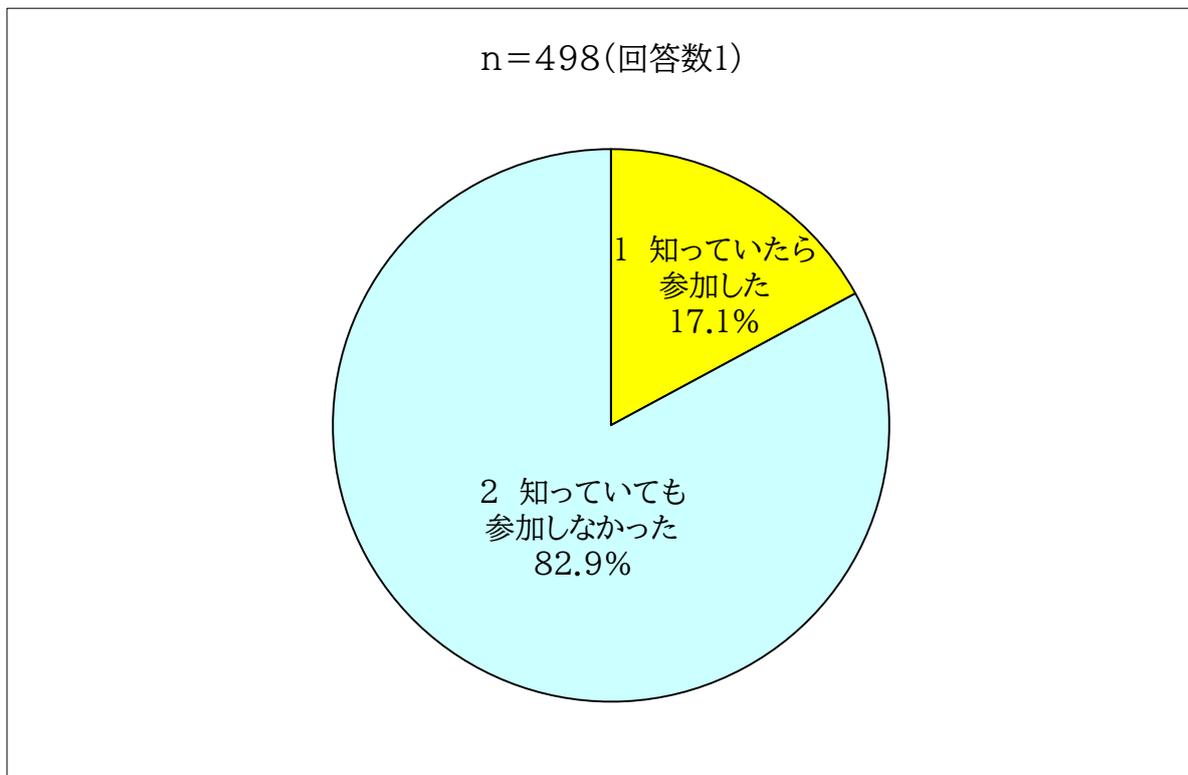


問3-3 問3で選択肢1を選択された方に伺います。あなたは、新絶景フォトコンに参加しましたか。(回答数は3つまで)

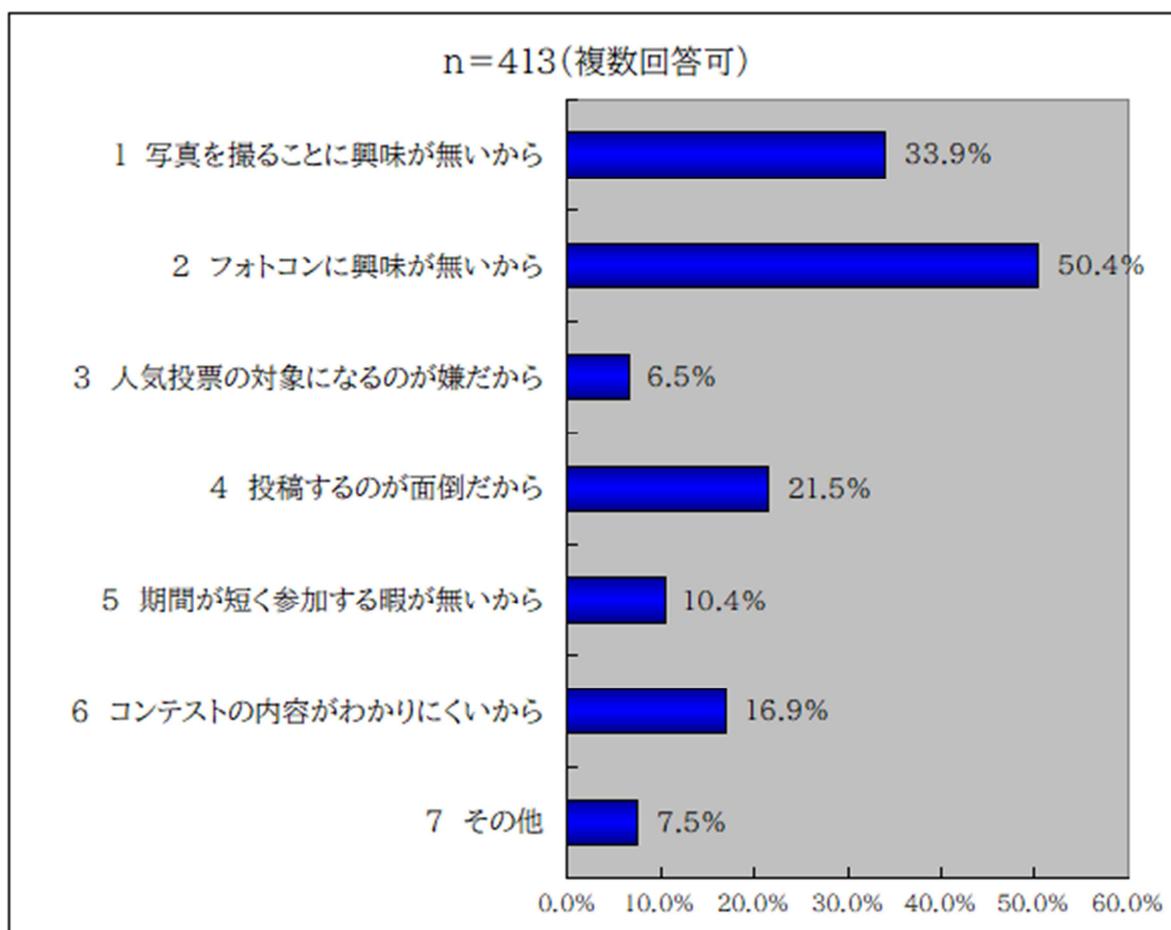


問3-3-2 問3-3で選択肢1~3を選択された方に伺います。新絶景フォトコンの感想をお書きください。(500字以内)

問3-4 問3で選択肢2を選択された方に伺います。あなたは、新絶景フォトコンを知っていたら参加しましたか。(回答数は1つ)



問3-4-2 問3-4で選択肢2を選択された方に伺います。知っていても参加しなかったと考えるのはなぜですか。(複数回答可)



問4 投票を促すために有効な情報や提供手段がありましたら、御自由にお書きください。
(500字以内)

問5 静岡県の選挙啓発活動について、お気づきの点がありましたら、御自由にお書きください。
(500字以内)

担当課 選挙管理委員会

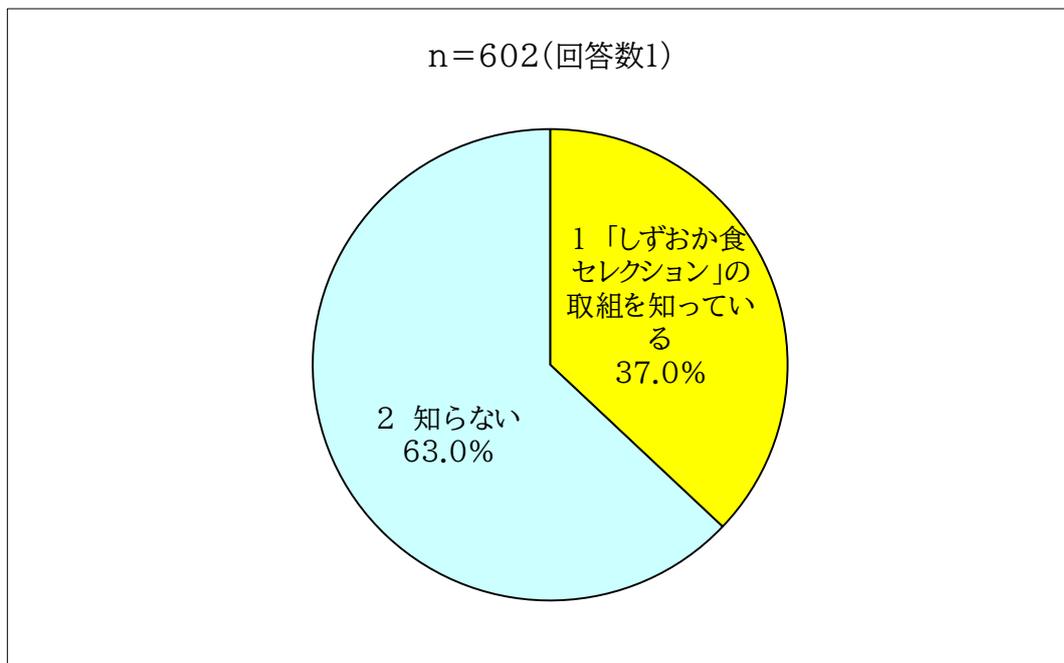
電話番号 054-221-2097

FAX 054-221-2776

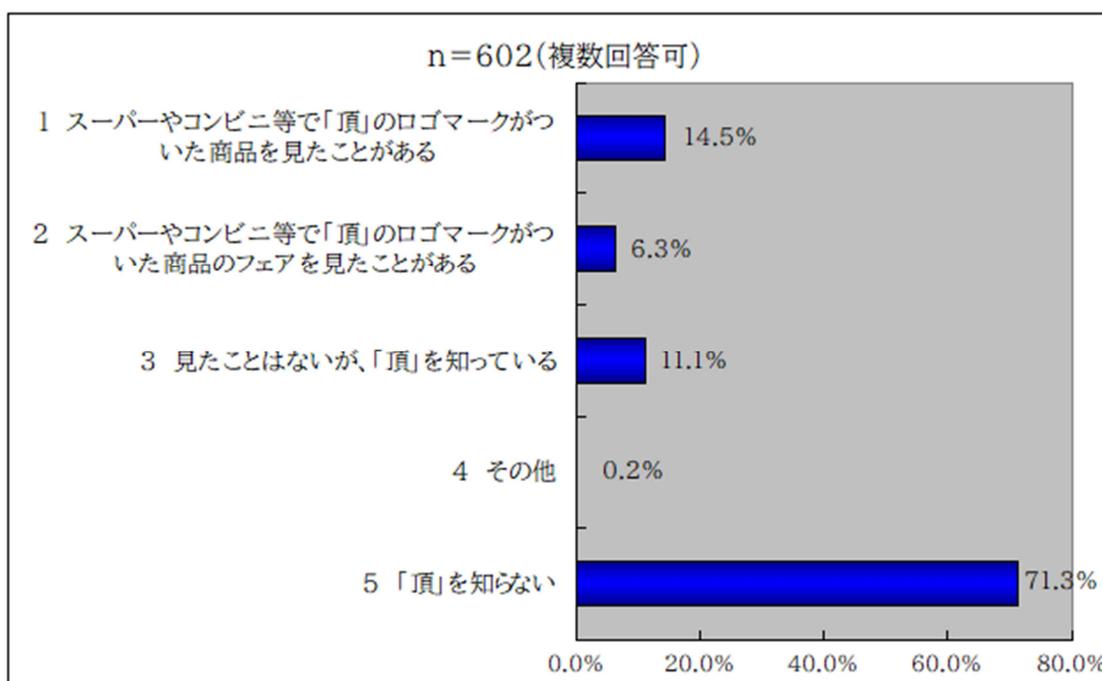
メール shichosonzaisei@pref.shizuoka.lg.jp

○「県産品の販路拡大等」に関する調査

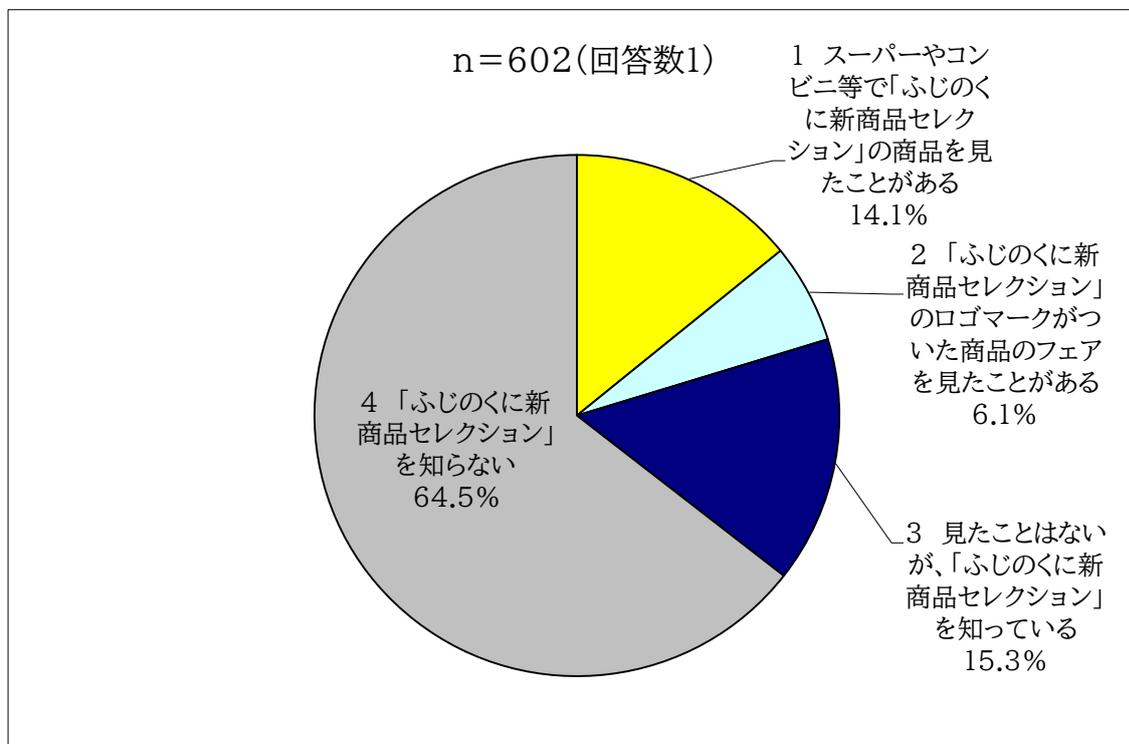
問1 静岡県は、全国や海外に誇れる県産農林水産物を「しずおか食セレクション」として認定し、その魅力を情報発信していますが、この取組を知っていますか。(回答数は1つ)



問2 「しずおか食セレクション」の愛称を「頂(いただき)」と定め、認定商品にロゴマークを添付するなどPRしています。「頂」のロゴマークがついた商品を見たことがありますか。(複数回答可)

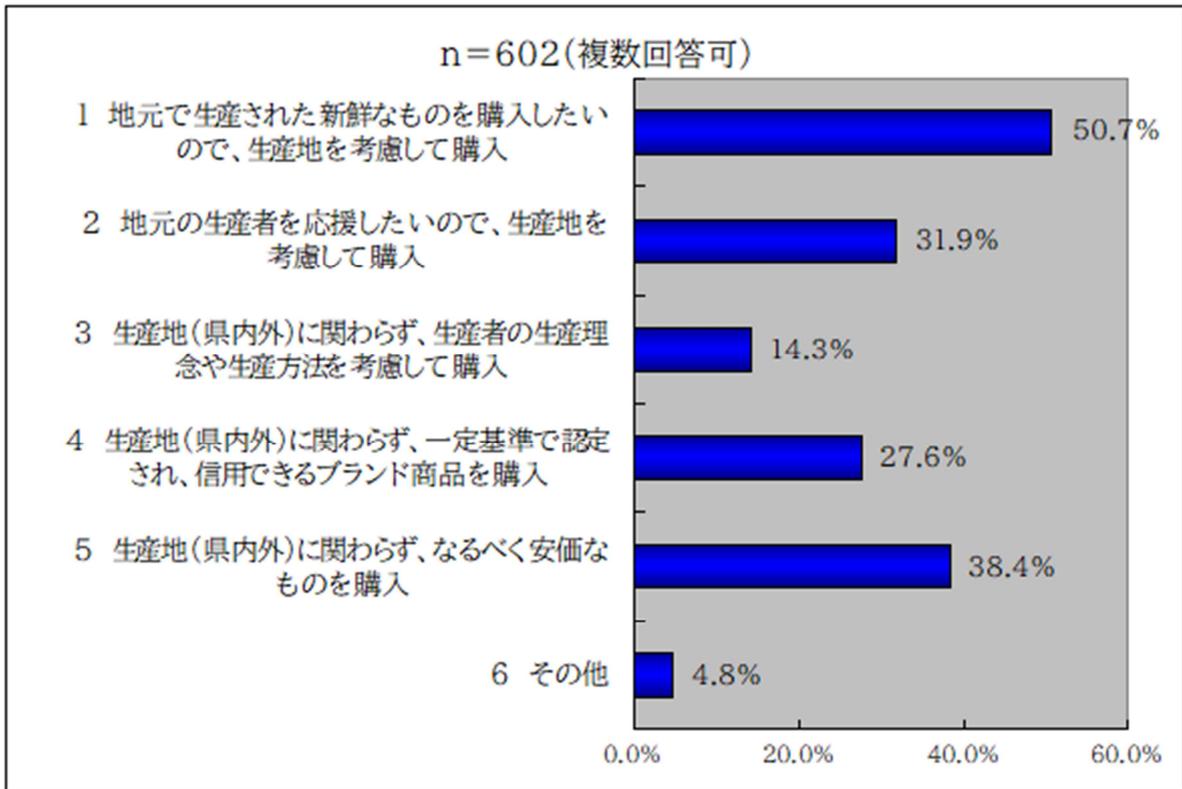


問3 静岡県は、県産農林水産物の魅力を活かした新しい加工品を「ふじのくに新商品セレクション」として表彰し、その魅力を情報発信していますが、この取組を知っていますか。(回答数は1つ)



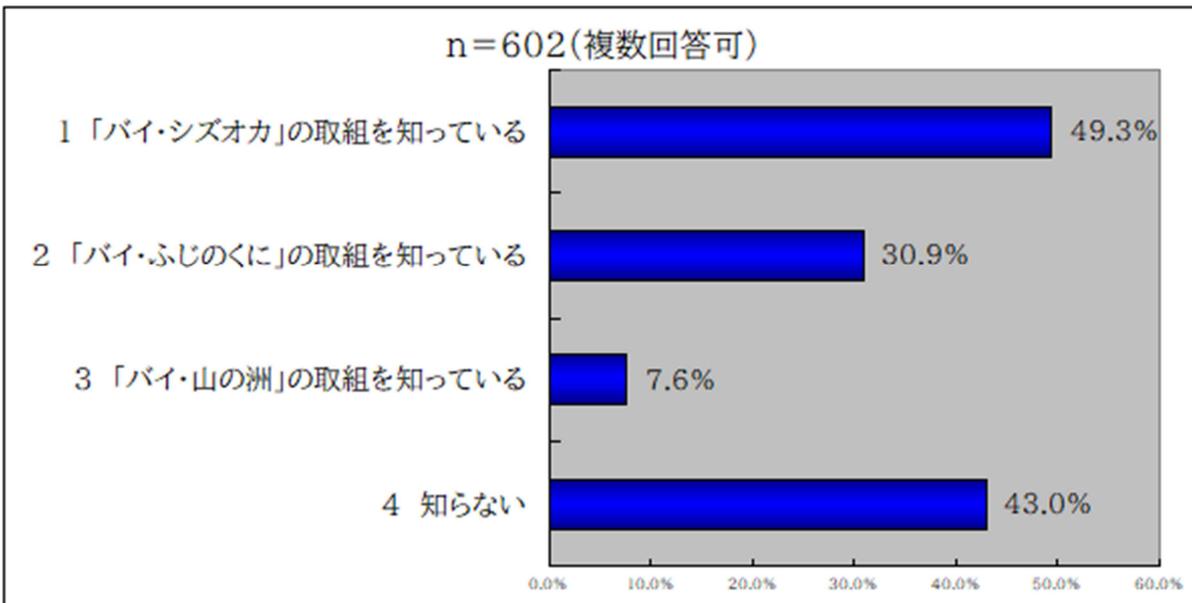
問4 「ふじのくに新商品セレクション」、「しずおか食セレクション」について、ご意見等がありましたら、自由にご記入ください。(500文字以内)

問5 あなたが、スーパー等の実際の店舗で農林水産物を購入する際は、何を考慮して購入していますか。(複数回答可)

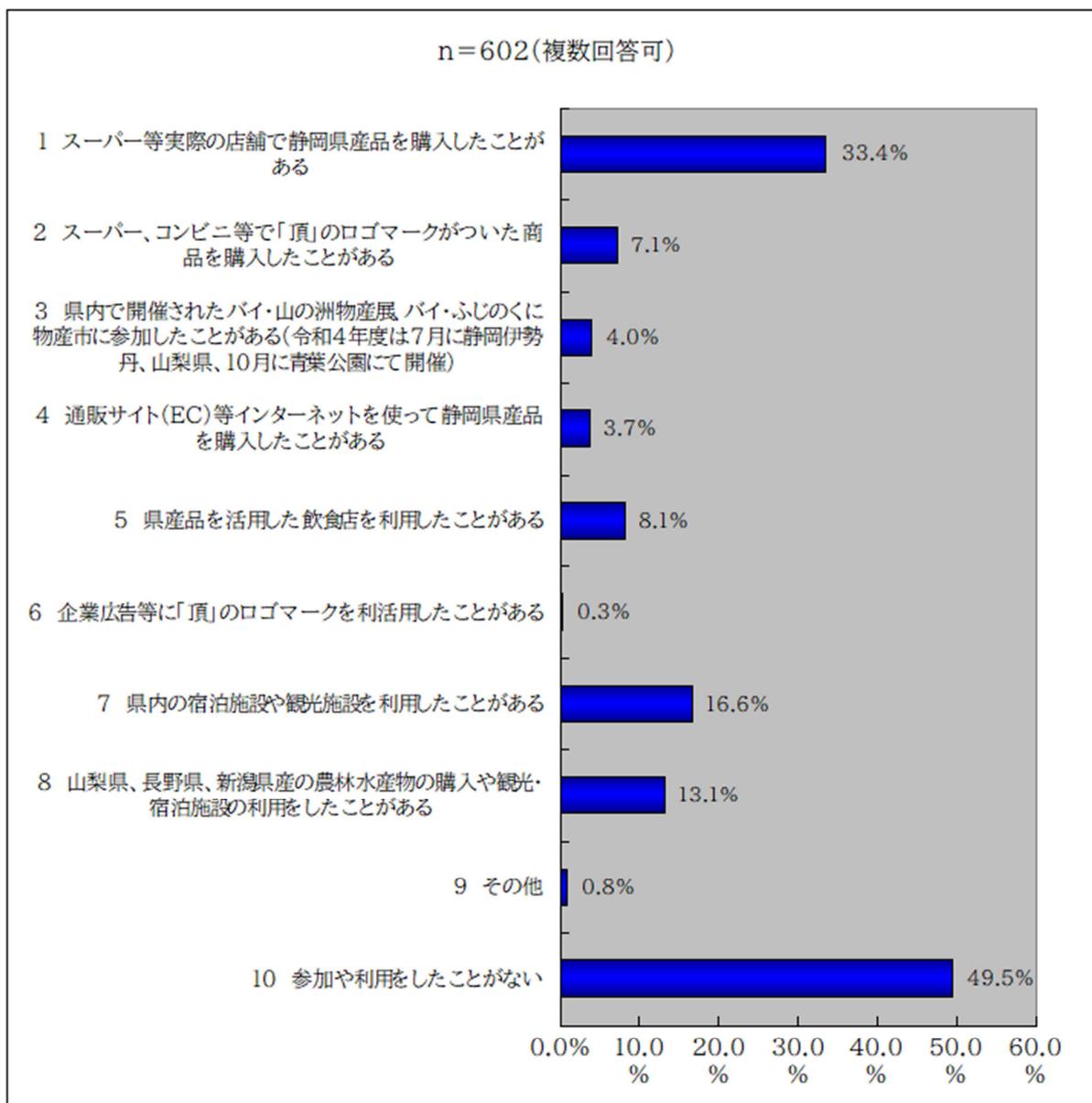


問6 静岡県では、県民の皆様に県産品(県産農林水産物やその加工品、地場産品など)の購入や県内施設の利用を呼び掛ける県民運動「バイ・シズオカ」、山梨県と連携した「バイ・ふじのくに」、長野県、新潟県まで拡大した「バイ・山の洲(やまのくに)」に取り組んでいます。

あなたは、これらの取組のことを知っていますか。(複数回答可)

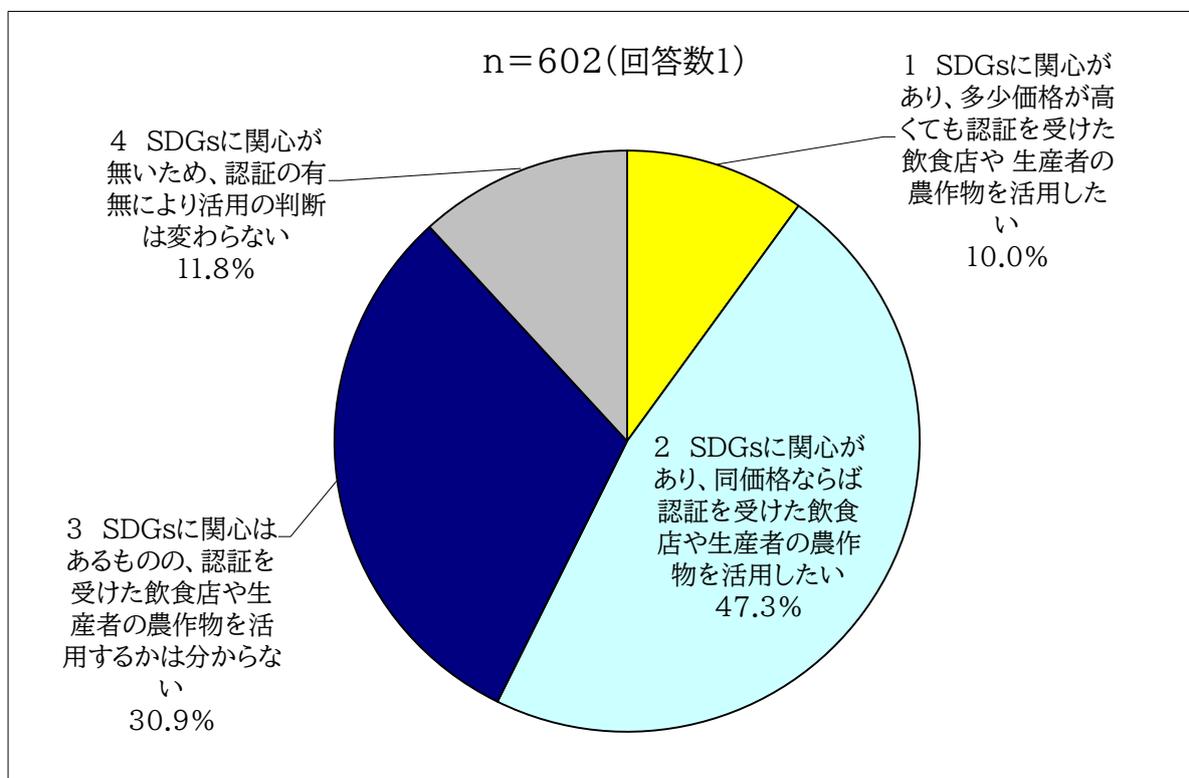


問7 あなたは、「バイ・シズオカ」、「バイ・ふじのくに」、「バイ・山の洲」に関する以下の取組に、参加や利用をしたことがありますか。(複数回答可)



問8 静岡県では、SDGs 達成に向けた取組を実施する飲食店や農作物の生産者を認証する制度を創設しました(今後募集)。

あなたは SDGsに関心はありますか。また、SDGs の趣旨に賛同する飲食店や農家を作る農作物を積極的に活用したいと思いますか。(回答数は1つ)



担当課 静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課

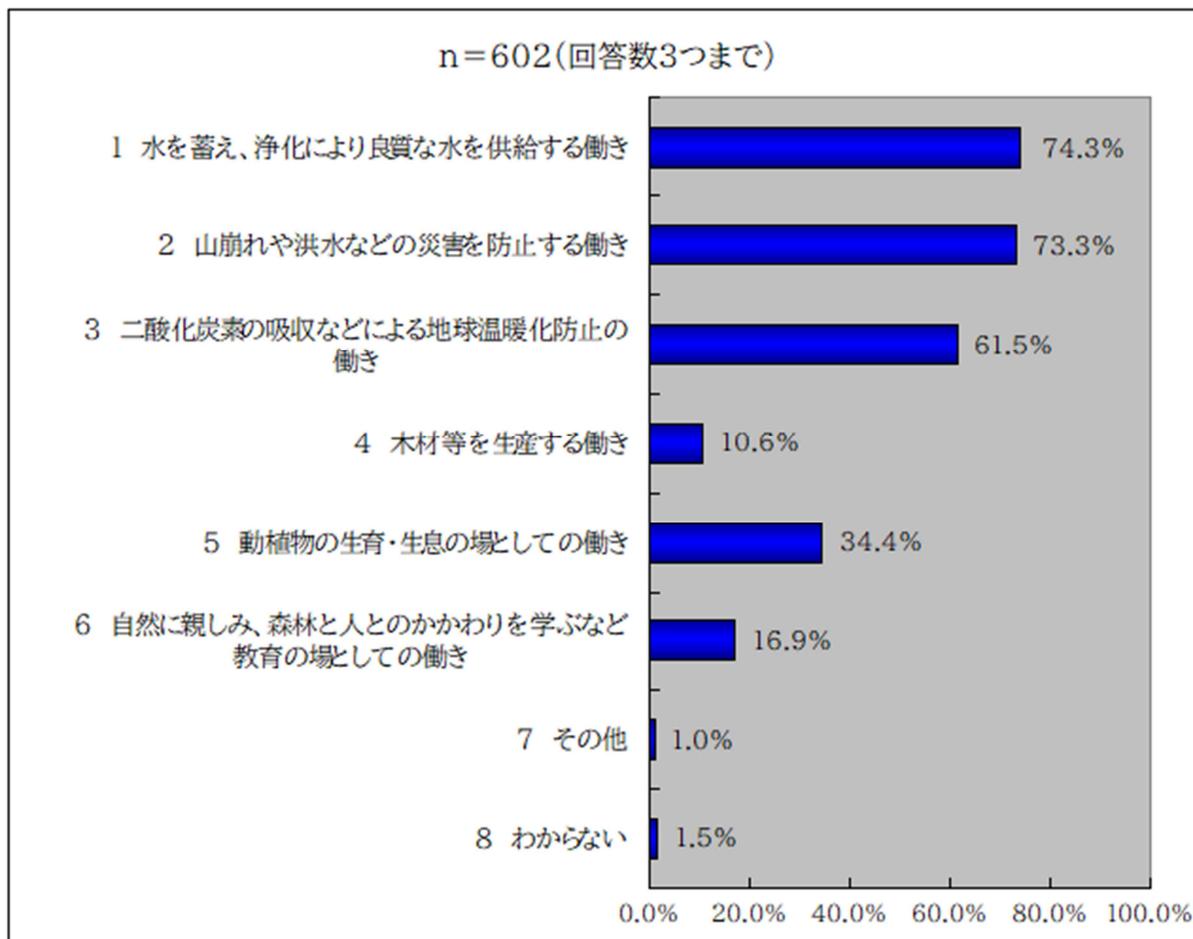
電話番号 054-221-2678

FAX 054-221-2698

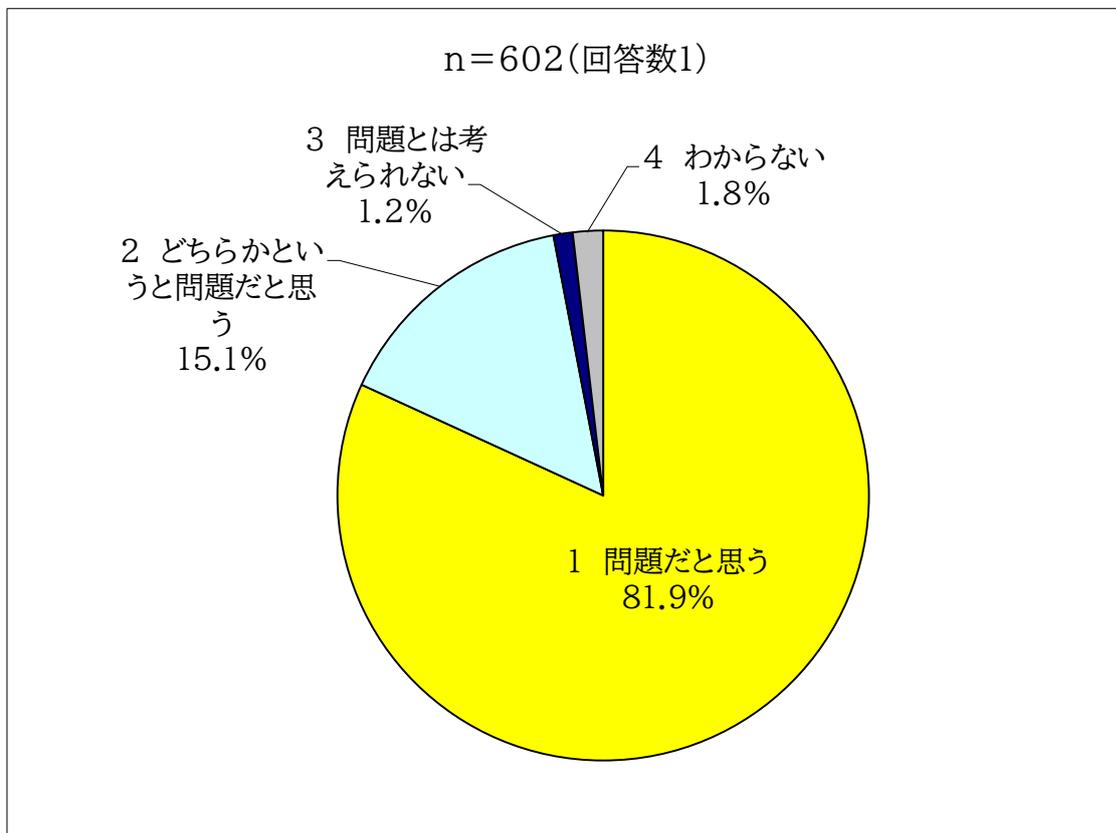
メール marke@pref.shizuoka.lg.jp

○森の力再生事業と森林(もり)づくり県民税に関するアンケート

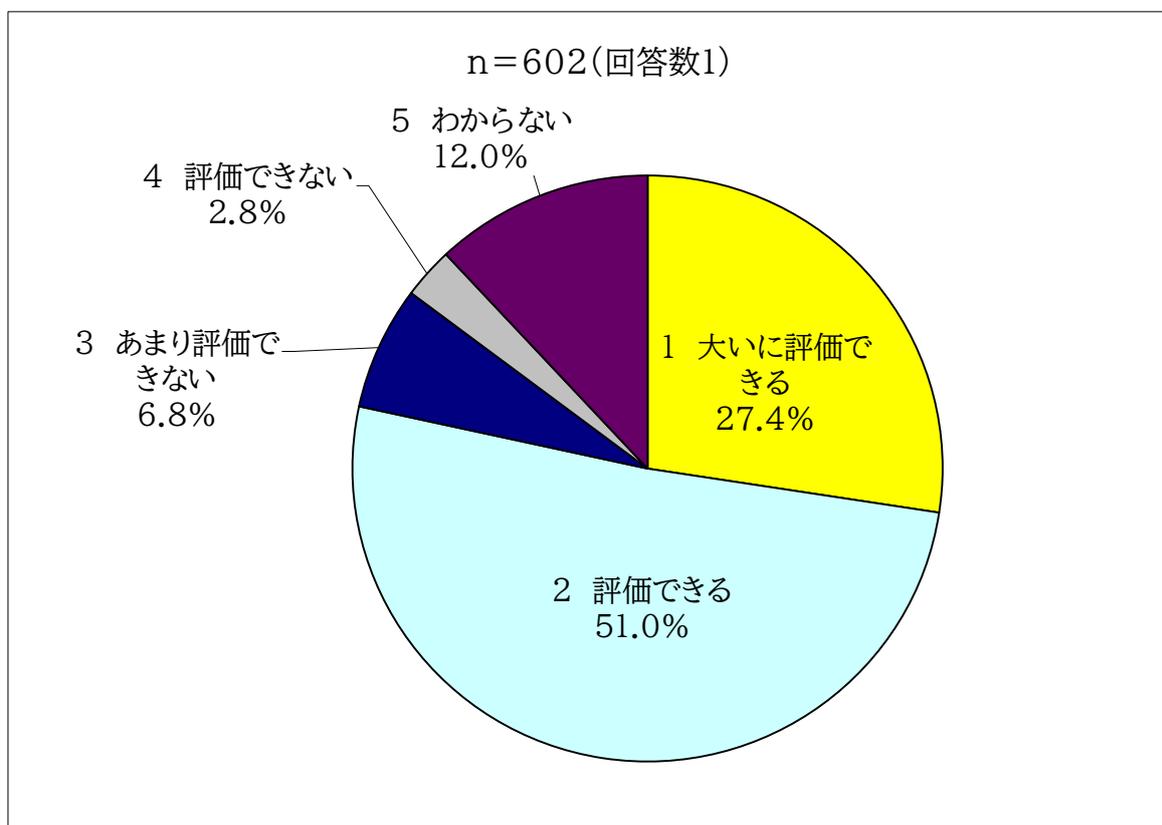
問1 静岡県の県土の3分の2を占めている森林は私たちの暮らしに様々な恩恵をもたらしています。あなたは、森林のどのような働きが重要だと思いますか。(回答数は3つまで)



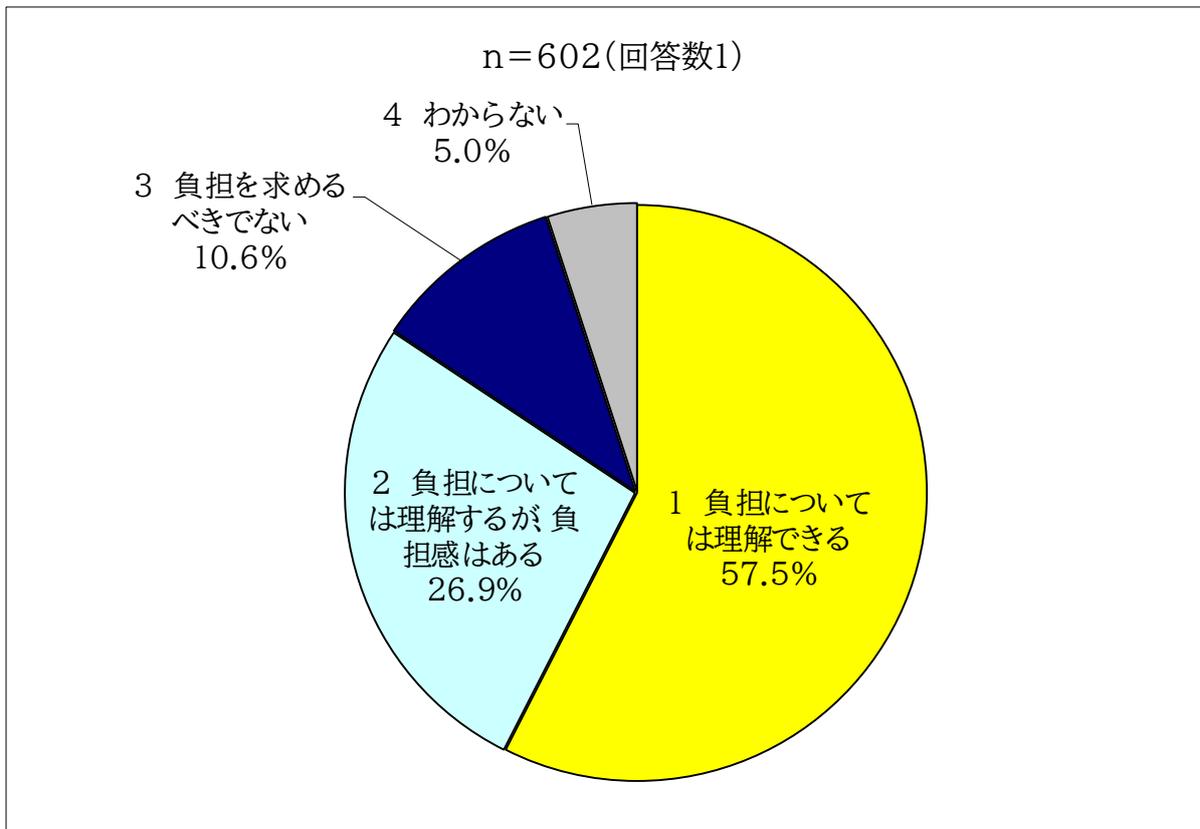
問2 現在、県内の森林で、間伐が遅れている人工林、台風等により倒木が発生した人工林、放置された竹林など荒廃した森林が見られ、「山崩れの防止」や「水を蓄える」などの「森の力」が低下するおそれがあることについて、どのようにお考えですか。(回答数は1つ)



問3 静岡県では、平成18年度から、県民の皆様に「森林(もり)づくり県民税」を負担していただき、「森の力再生事業」を実施してきました。この事業により、令和4年度までに19,711ヘクタール（浜名湖約3個分に相当する面積）の整備を実施しました。このことについて、どのようにお考えですか。（回答数は1つ）



問4 「森林(もり)づくり県民税」は、これまで、個人の方には年額 400 円を御負担いただいています。このことについて、どのようにお考えですか。(回答数は1つ)



問5 現在、県と市町は役割分担しながら森林整備に取り組んでいます。

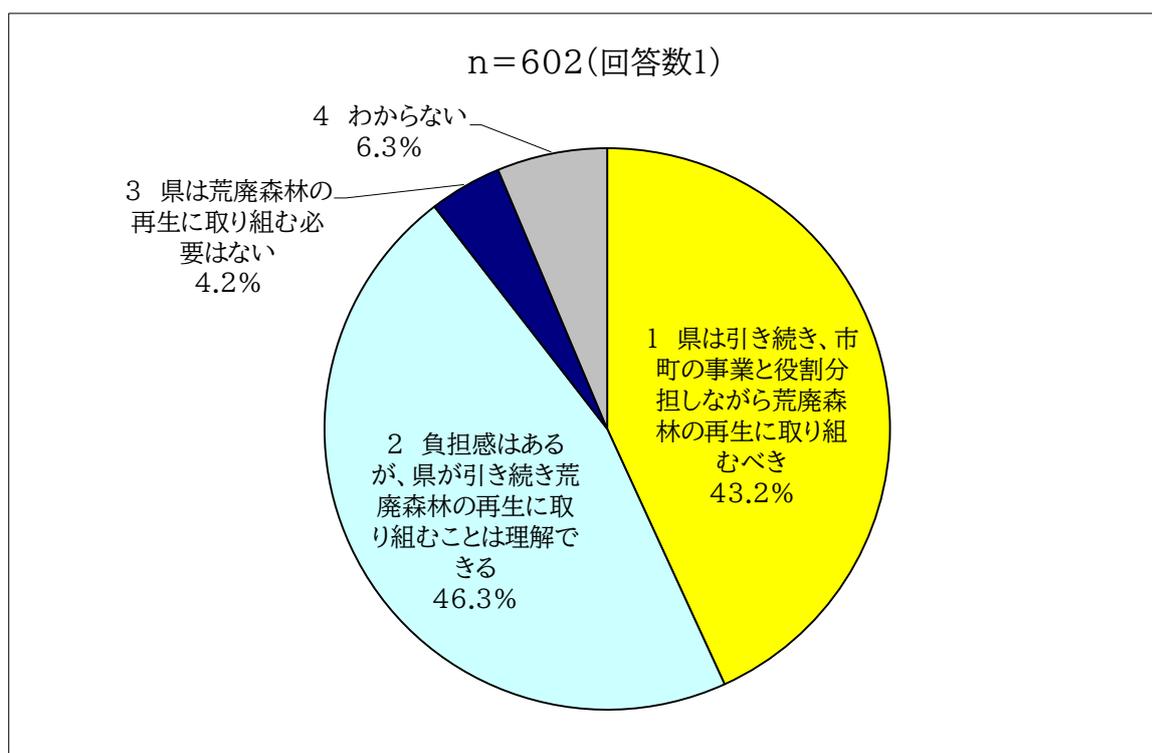
県は、「森林(もり)づくり県民税」を県民の皆様にご負担いただき、市町は、令和元年度より、国から「森林環境譲与税」の譲与を受け、それぞれの取組を行っています。

なお、国は「森林環境譲与税」の財源として、令和6年度から、皆様に「森林環境税」(年額1,000円)を課税する予定です。

県が引き続き令和7年度まで、「森林(もり)づくり県民税」の御負担をいただきながら、荒廃森林の再生に取り組んでいくことについて、どのようにお考えですか。(回答数は1つ)

※「森林(もり)づくり県民税」と「森林環境税(森林環境譲与税)」についてはリンク先を御覧ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/ringyo/shinrinkeikaku/1047478/1026821.html>



問6 「森の力再生事業」や「森林(もり)づくり県民税」について、御意見、御感想がありましたら、御自由にお書きください。(500字以内)

担当課 経済産業部森林・林業局森林計画課

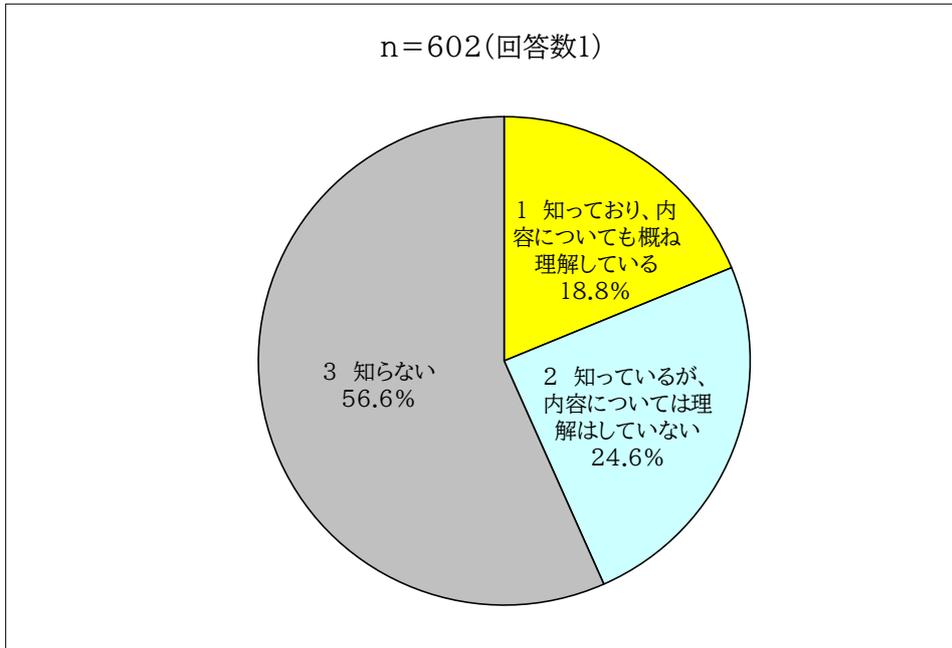
電話番号 054-221-2613

FAX 054-221-2829

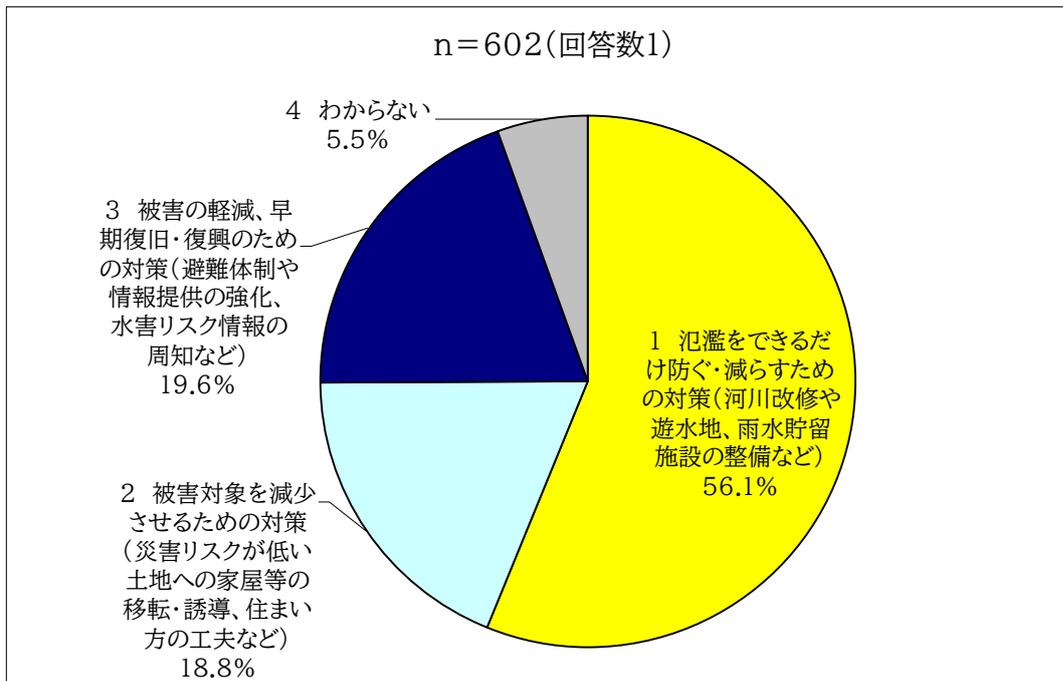
メール shinrinkeikaku@pref.shizuoka.lg.jp

○流域治水に関する意識調査

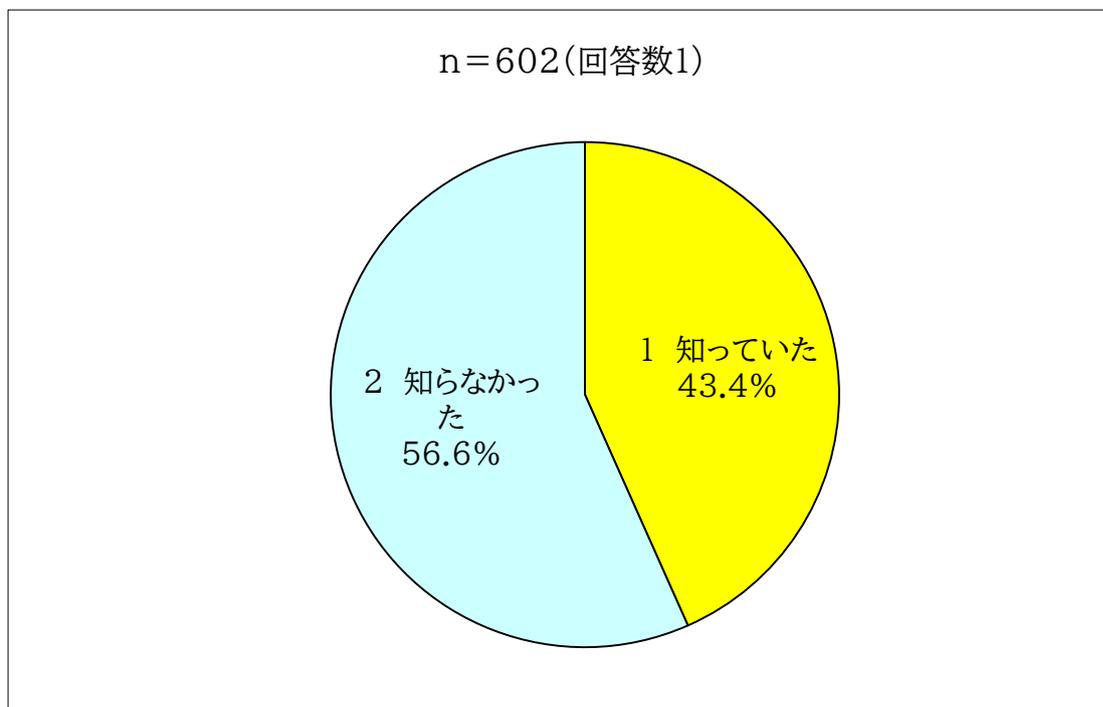
問1 近年、気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化が進んでいます。こうした中、河川改修やダム・遊水地の整備だけでなく、流域全体であらゆる関係者が協働して浸水被害の軽減に取り組む「流域治水」という考え方が、水害対策の主流になりつつあります。あなたは、この「流域治水」という言葉をご存知ですか。(回答数は1つ)



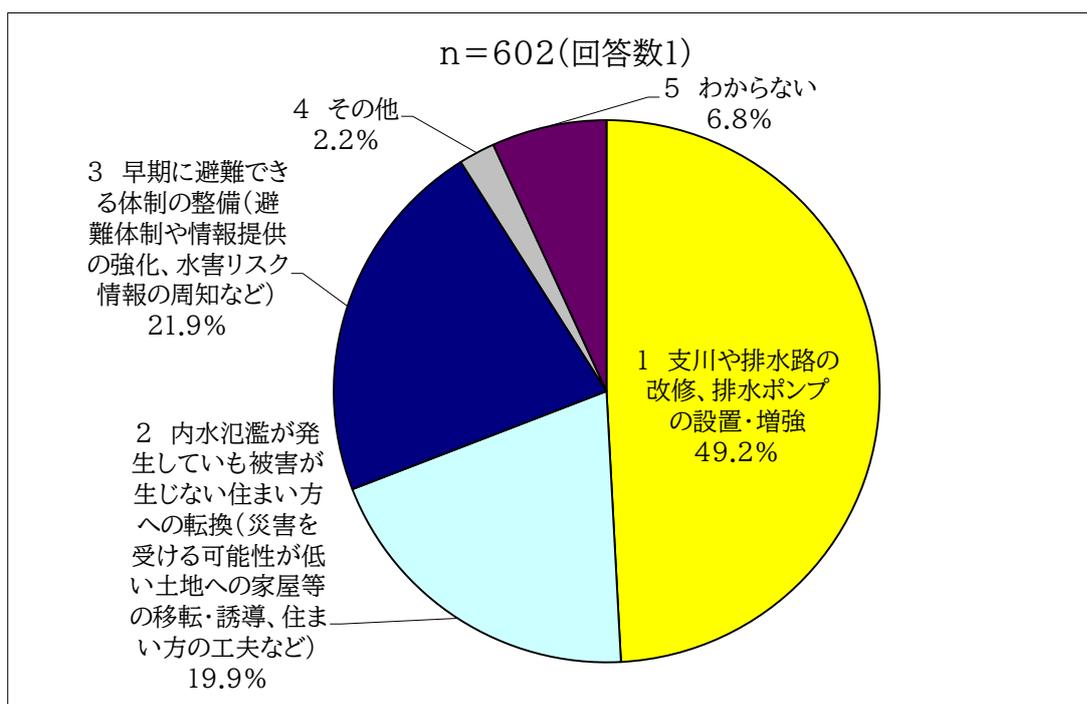
問2 「流域治水」では、主に3つの対策に取り組んでいきます。令和4年9月の台風第15号のような激甚な災害から人的被害(死者・行方不明者の発生など)を防ぐためには、3つの対策の中で、どれが最も重要だと考えますか。(回答数は1つ)



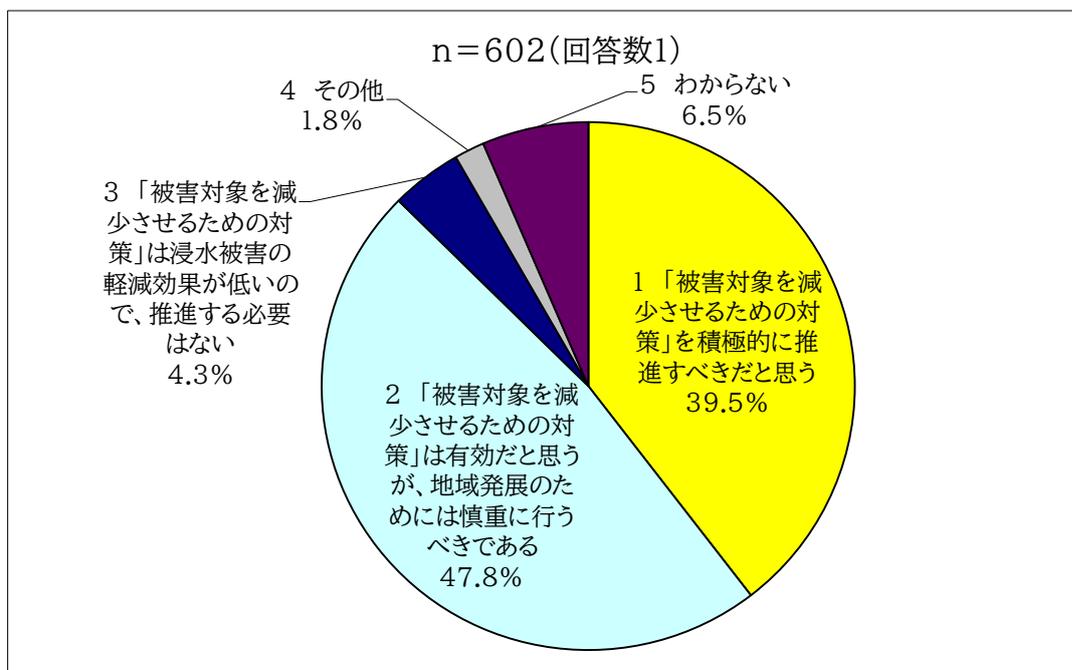
問3 浸水被害には、河川から水があふれるもの(外水氾濫)以外に、河川に排水される前に支川や排水路からあふれるもの(内水氾濫)があります。このような内水氾濫による浸水被害は、河川を改修しても解消されないことがあります。あなたはこのことをご存知でしたか。(回答数は1つ)



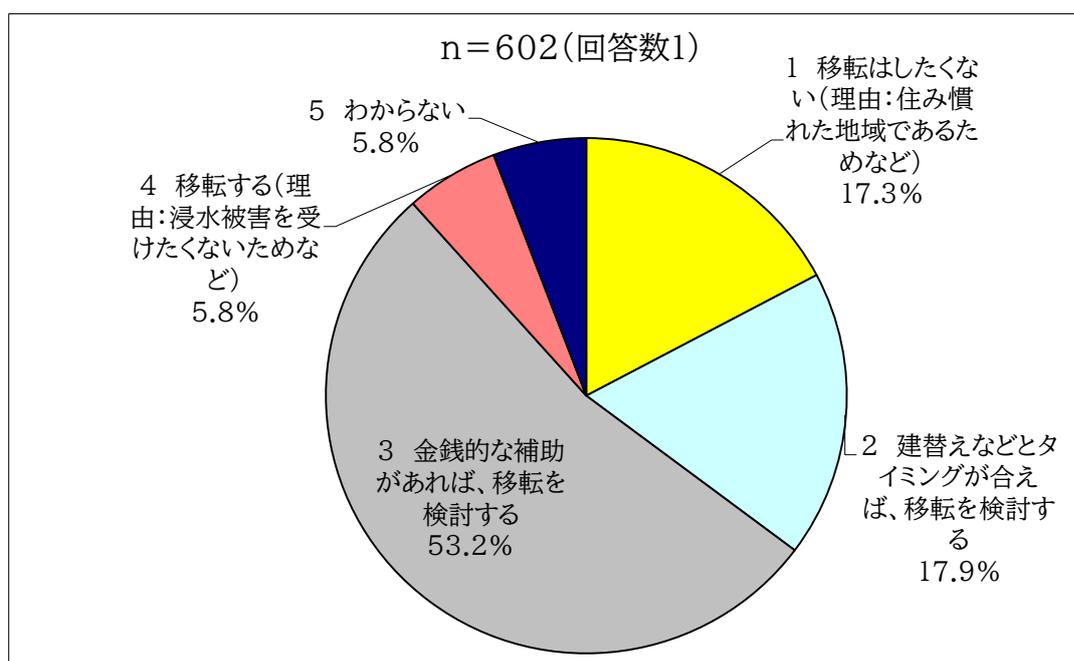
問4 内水氾濫による人的被害を防ぐために、河川改修以外で一番重要だと考える対策はどれですか。(回答数は1つ)



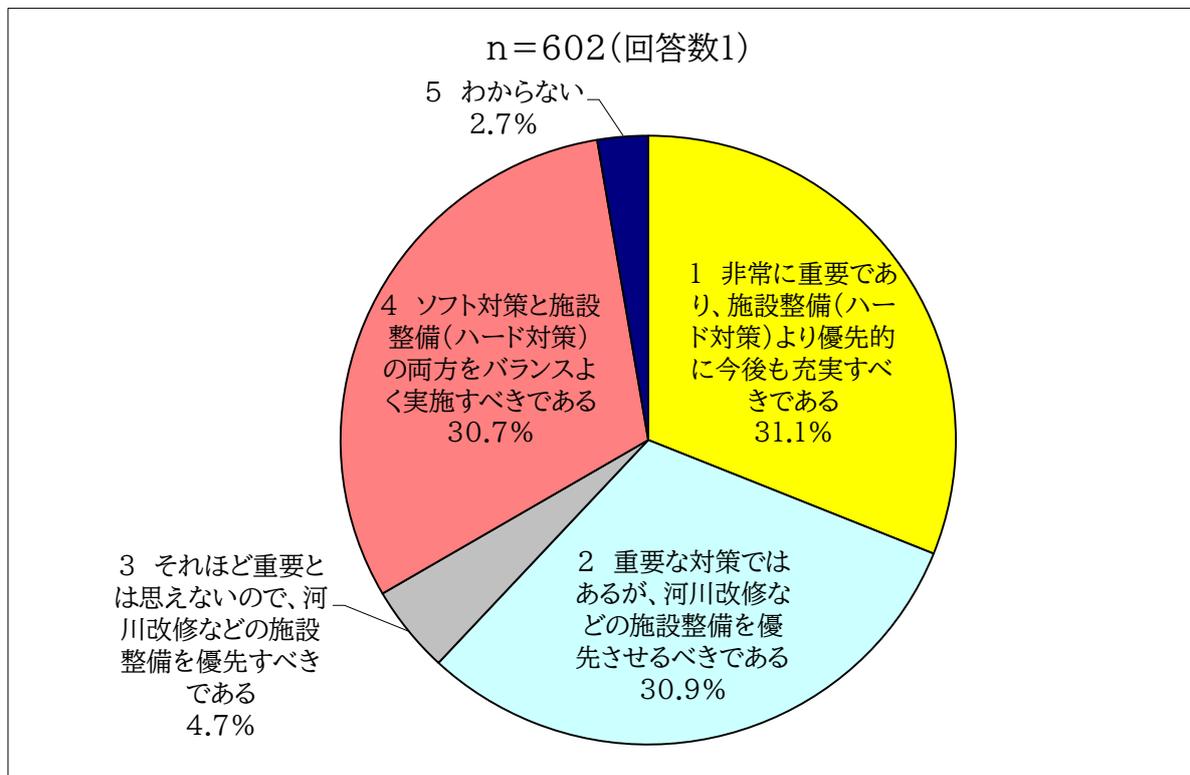
問5 「被害対象を減少させるための対策」として、災害リスクが低い土地への家屋等の移転・誘導、住まい方の工夫などが有効だという考えがある一方で、人口減少が進む中、地域発展(例えば、企業立地や宅地造成など)のためには、これらの対策を積極的に進めることは難しいという考え方もあります。あなたは、このことについてどう思いますか。(回答数は1つ)



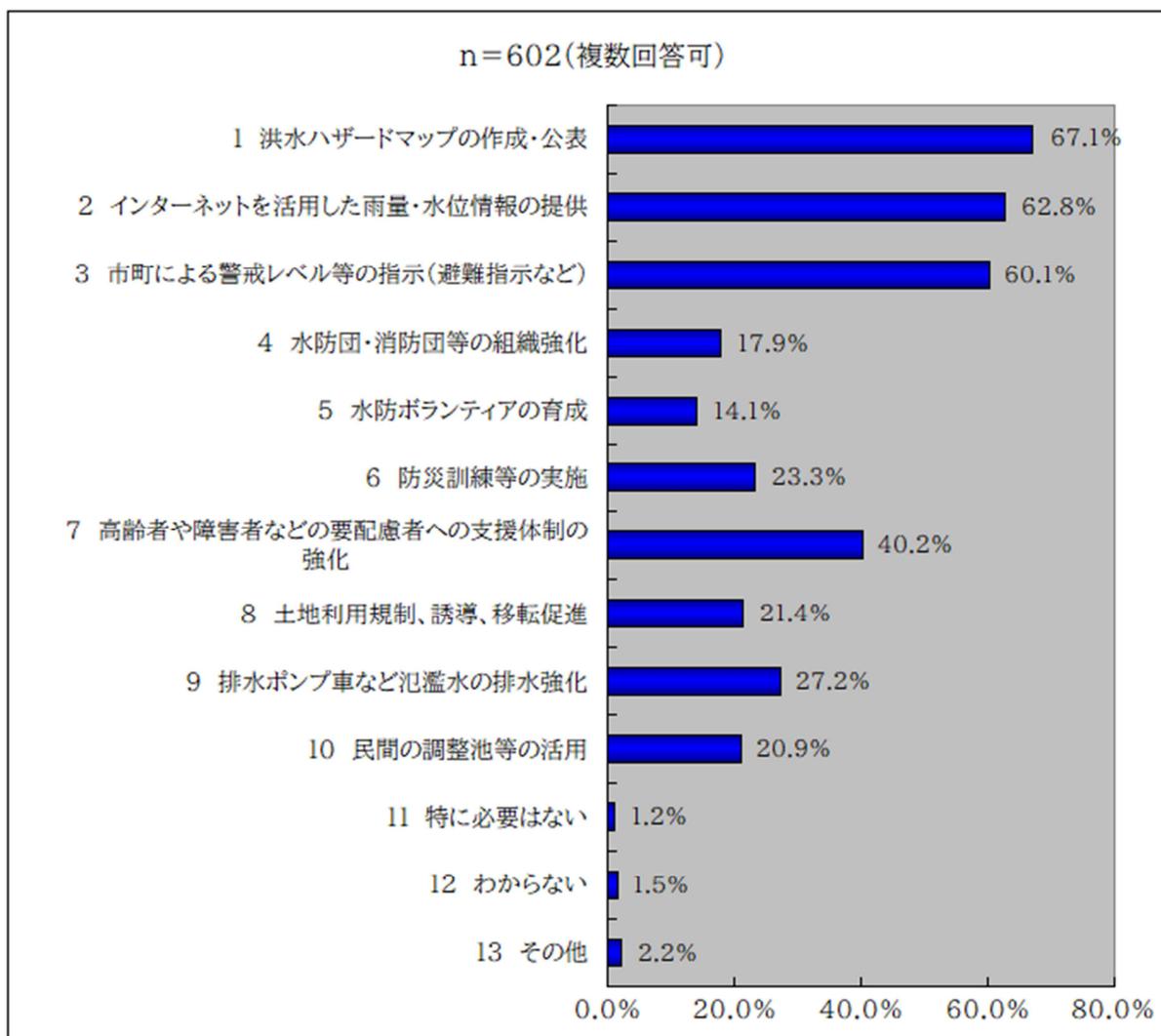
問6 あなたが現在お住まいの土地が浸水被害を受ける可能性が高いと仮定した場合において、行政から浸水被害を受ける可能性が低い土地への移転を勧められた場合、どのように考えますか。(回答数は1つ)



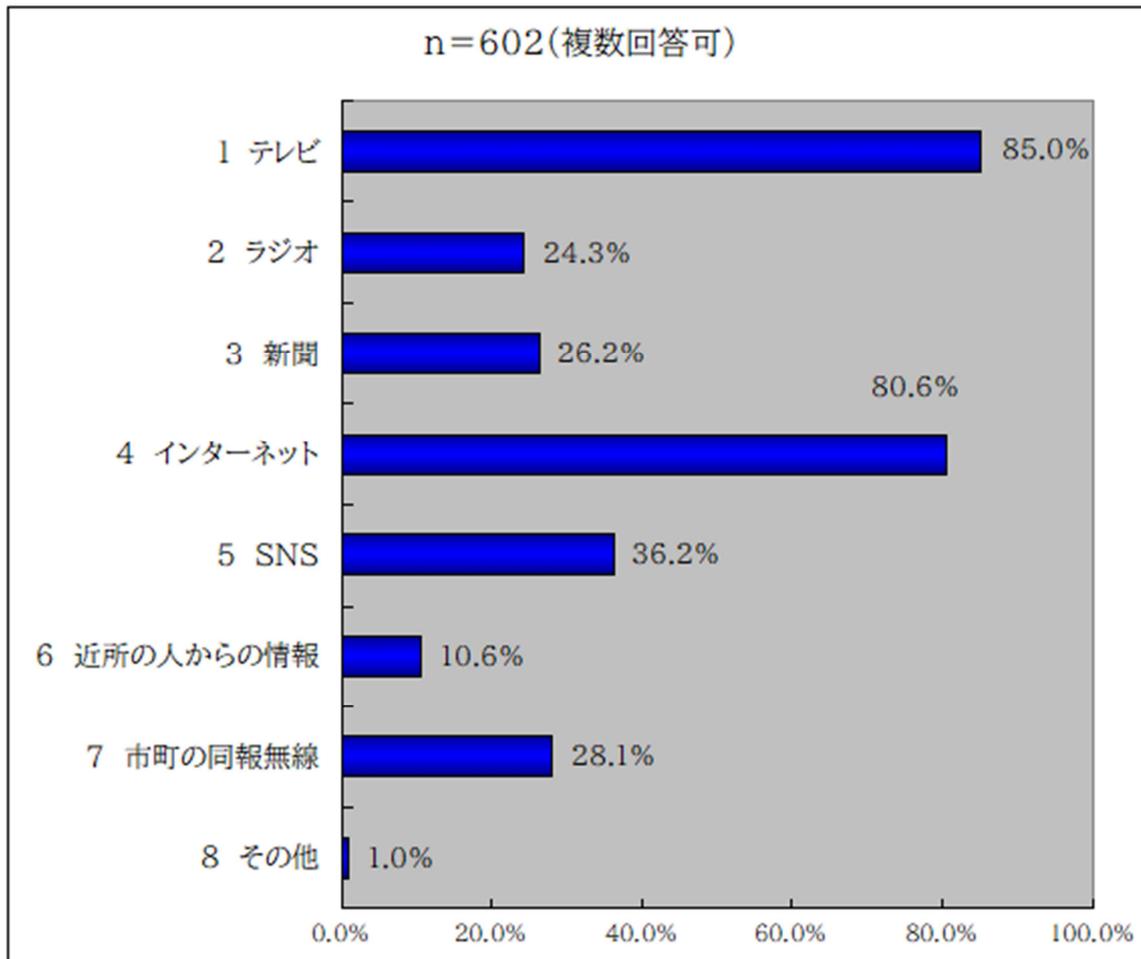
問7 河川改修などの施設整備には時間を要します。また、施設整備が完了したとしても、その能力を上回る豪雨が発生する可能性もあります。こうしたことから、県民の皆様自らが生命・財産を守る「自助」を促すための取組として、洪水ハザードマップなどの「ソフト対策」の重要性が高まっています。あなたは、この「ソフト対策」をどのように考えていますか。(回答数は1つ)



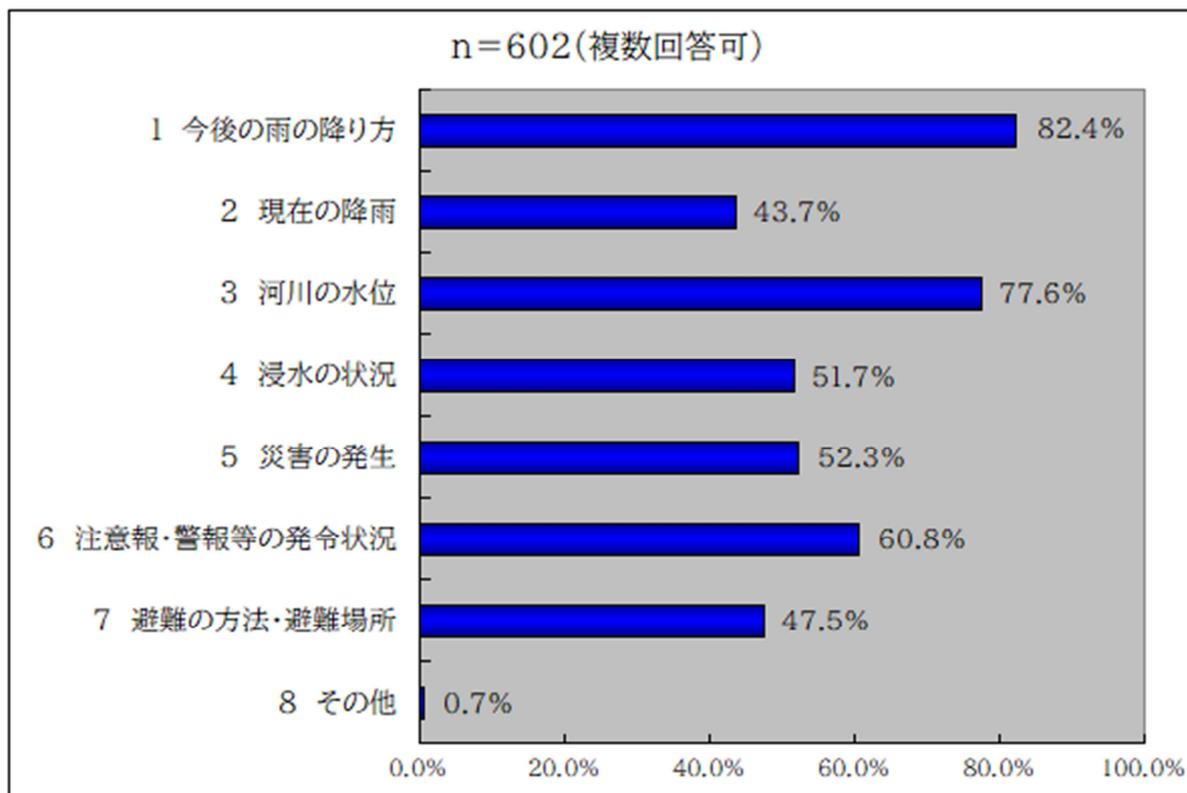
問8 ソフト対策には以下のようなものがありますが、あなたが、効果がある、重要であると考える施策を次のうちから選んでください。(複数回答可)



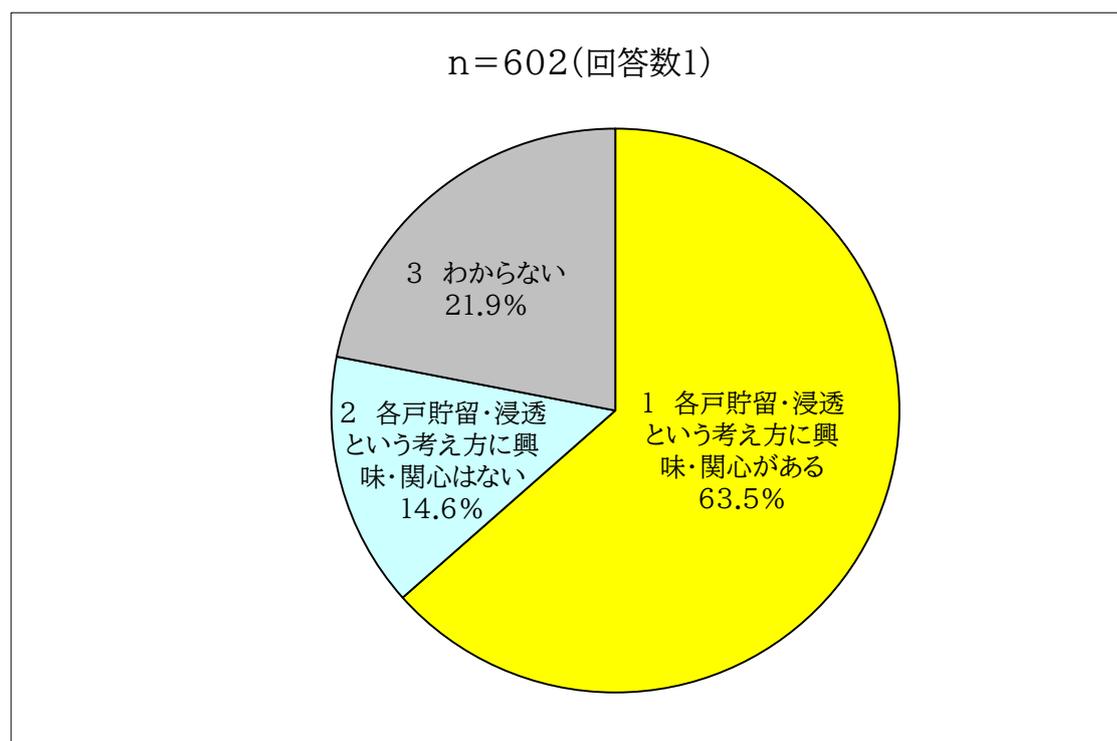
問9 災害に関する情報(台風情報、降雨状況、被害の発生等)をどのような媒体から入手していますか。(複数回答可)



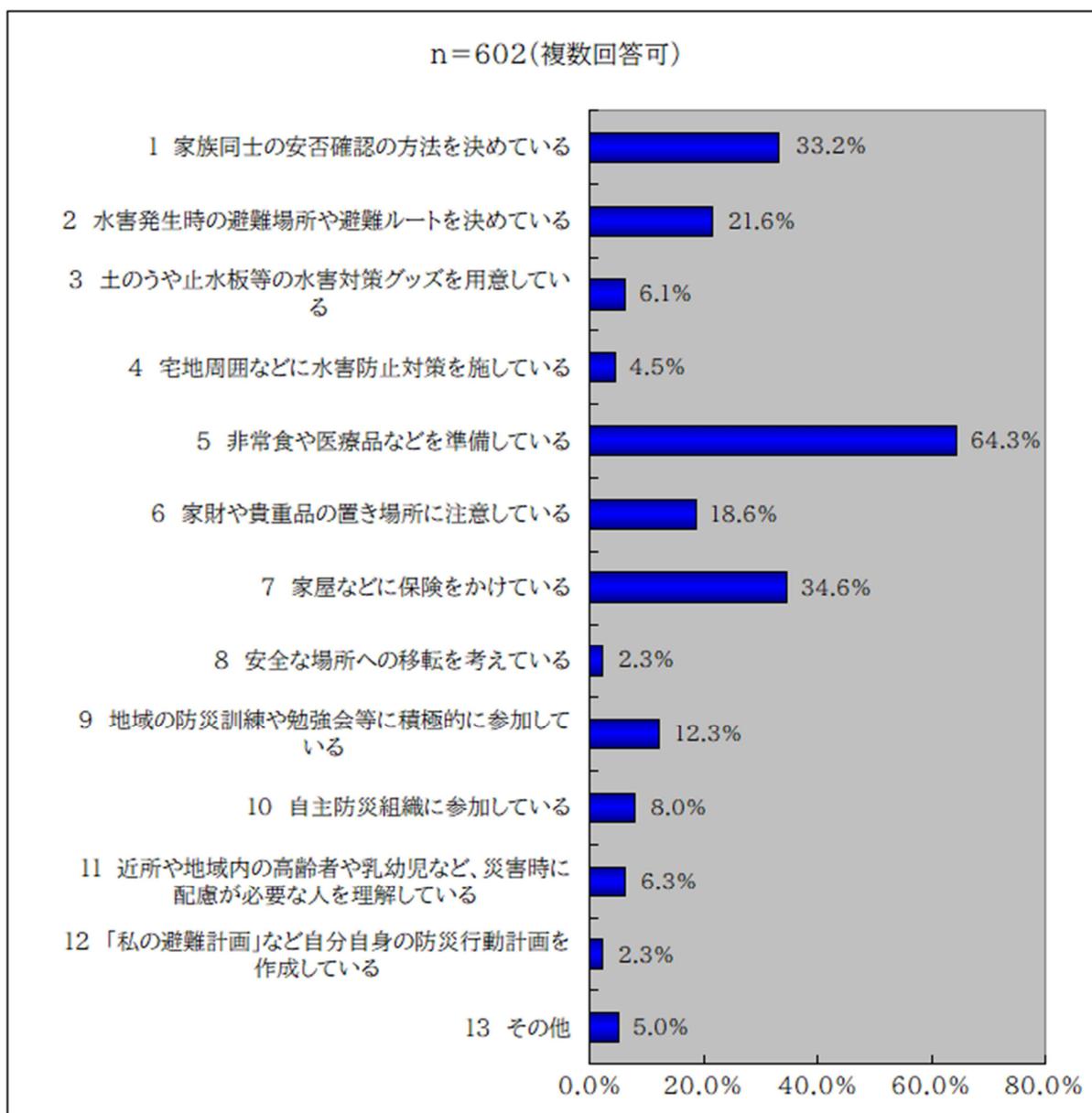
問10 災害に備える情報として必要だと思うものはどれですか。(複数回答可)



問11 県や市町では、県民の皆様が取り組める対策として、個人のお宅などに雨水を貯留又は浸透する施設(各戸貯留・浸透施設)の設置を普及しています。あなたは、このような行政の取組について興味・関心はありますか。(回答数は1つ)



問 12 身近な河川の氾濫などによる万一の水害に備えて、あなたやご家族の方が日頃から心掛けていることはありますか。(複数回答可)



問 13 県が進める流域治水などの治水対策について、御意見等ありましたら御自由にお書きください。(500 字以内)

担当課 交通基盤部河川砂防局河川企画課

電話番号 054-221-3038

FAX 054-221-3380

メール kasenki@pref.shizuoka.lg.jp